

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	1	一般管理費

所管課	市民課
事業名	国民健康保険事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	6,317	9,746						3,429
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	15	8					▲ 7
一般財源	6,302	9,738						3,436

事業概要	協会けんぽ、共済等の被用者保険や国保組合に加入していない75歳未満の人は、住所地の市町村の国民健康保険に加入が義務付けられており、被保険者に対する保険証交付などの事務経費を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険被保険者の受診、出産、死亡に関して必要な医療保険給付を行うことにより、市民の社会保障と保険の向上を図る。		
現状と背景	被保険者数7,071人(H29.10.31現在)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	2	連合会負担金

所管課	市民課
事業名	国民健康保険団体連合会負担金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,544	2,542						▲ 2
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	2,544	2,542						▲ 2

事業概要	鳥取県内全市町村で構成する国保診療報酬の審査支払代行機関である鳥取県国民健康保険団体連合会の管理費等の運営経費に充てるため、定められた費用を負担する	今年度見直し事項	
事業目的	国保連合会で医療機関からの診療、調剤報酬の審査支払業務を一元的に行うことで、構成市町村の事務の軽減を図る		
現状と背景	年間レセプト件数 129,609件(平成27年度実績)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	3	医療費適正化特別対策事業費

所管課	市民課
事業名	医療費適正化対策事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	7,530	7,678						148
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	7,530	7,678					148

事業概要	医療機関からの診療・調剤報酬明細書(レセプト)の点検に係る人件費、被保険者への医療費通知等の事務費を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	医療機関から請求された診療報酬のレセプトを点検して過誤を発見し診療報酬を精算することと、被保険者に総医療費等をお知らせし、医療機関からの国保への請求に間違いがないか、必要以上の診療を受けていないかを啓発することにより、医療費の適正化を図る		
現状と背景	医療費は、高齢化及び医療の高度化により、毎年度伸びている状況である。特に国民健康保険においては、制度上、高齢者の割合が高く、医療費の伸びが大きいことから、これを抑える取り組みが必要である。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	3	医療費適正化特別対策事業費

所管課	市民課
事業名	後発医薬品普及啓発事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	527	527						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	527	527					

事業概要	医療費の削減を図るため、先発医薬品より低価格な後発(ジェネリック)医薬品の普及啓発を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	後発医薬品の利用を増やすことにより、医療費のうちの薬剤費の削減を図る。		
現状と背景	後発医薬品に対する情報や知識は、被保険者に浸透していないため、啓発を継続していく必要がある。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	2	徴税費
目	1	賦課徴収費

所管課	市民課
事業名	賦課徴収事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,771	1,777						6
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	439	425					▲ 14
一般財源	1,332	1,352						20

事業概要	国民健康保険事業を運営し、医療保険としての機能を果たしていくには多額の費用が必要となる。この費用の一部を国民健康保険税として被保険者(世帯主)に負担していただいております、保険税の賦課に係る事務費等を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険税の賦課徴収することにより、国民健康保険財政の安定化を図る		
現状と背景	国民健康保険税賦課額(現年度分)698,144,400円(平成28年度実績) 国民健康保険税徴収額(現年度分)647,912,101円(平成28年度実績)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	3	運営協議会費
目	1	運営協議会費

所管課	市民課
事業名	国民健康保険運営協議会費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	212	212						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	212	212						

事業概要	境港市国民健康保険運営協議会の運営に係る委員報酬、事務費を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者代表、公益代表、保険医・保険薬剤師代表、被用者保険代表で構成される境港市国民健康保険運営協議会で、国民健康保険事業の運営に係る重要事項を審議し、国民健康保険事業に反映する		
現状と背景	被保険者代表 4人 公益代表 4人 保険医・保険薬剤師代表 4人 被用者保険代表 2人	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	1	一般被保険者療養給付費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者療養給付費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,579,664	2,419,604						▲ 160,060
財源内訳	国	367,059						▲ 367,059
	県		2,419,604					2,419,604
	市債							
	その他	2,075,019						▲ 2,075,019
	一般財源	137,586						▲ 137,586

事業概要	一般被保険者が医療機関で受診した際に、一部負担割合に応じて給付を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	疾病等により医療機関で受診した際に、現物給付を行うことで市民の医療にかかる負担軽減を図る。		
現状と背景	自己負担割合:小学校入学前2割、小学校入学後70歳未満3割、70歳以上75歳未満2割(一定所得以上の者3割)		その他

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	2	退職被保険者等療養給付費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等療養給付費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	65,804	30,902						▲ 34,902
財源内訳	国							
	県		30,902					30,902
	市債							
	その他	56,726						▲ 56,726
一般財源	9,078							▲ 9,078

事業概要	退職被保険者等が医療機関で受診した際に、一部負担割合に応じて給付を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	疾病等により医療機関で受診した際に、現物給付を行うことで市民の医療にかかる負担軽減を図る。		
現状と背景	自己負担割合:小学校入学前2割、小学校入学後65歳未満3割		その他



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	3	一般被保険者療養費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	7,091	6,346						▲ 745
財源内訳	国	1,009						▲ 1,009
	県		6,346					6,346
	市債							
	その他	3,259						▲ 3,259
	一般財源	2,823						▲ 2,823

事業概要	医療機関等の窓口で保険証の提示をしなかったため10割負担となった場合や、医師の診断・指示の下で補装具の購入や鍼灸治療等を受けた場合の保険者負担分を給付する。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	療養費(診療費10割負担、補装具購入、鍼灸治療等)の保険者負担分を支給する。		
現状と背景	被保険者の負担割合に応じて給付する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	4	退職被保険者等療養費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	353	213						▲ 140
財源内訳	国							
	県		213					213
	市債							
	その他	304						▲ 304
一般財源	49							▲ 49

事業概要	医療機関等の窓口で保険証の提示をしなかったため10割負担となった場合や、医師の診断・指示の下で補装具の購入や鍼灸治療等を受けた場合の保険者負担分を給付する。(退職被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	療養費(診療費10割負担、補装具購入、鍼灸治療等)の保険者負担分を支給する。		
現状と背景	被保険者の負担割合に応じて給付する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	5	審査支払手数料

所管課	市民課
事業名	審査支払手数料
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	6,893	7,933						1,040
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	6,893	7,933						1,040

事業概要	鳥取県国民健康保険団体連合会に対する、医療機関からの診療・調剤報酬明細書(レセプト)による請求に係る審査及び支払の代行手数料	今年度見直し事項	
事業目的	国保連合会で医療機関からの診療、調剤報酬の審査支払業務を一元的に行うことで、構成市町村の事務の軽減を図る。		
現状と背景	1件あたり53円	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	1	一般被保険者高額療養費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者高額療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	409,283	388,263						▲ 21,020
財源内訳	国	58,237						▲ 58,237
	県		388,263					388,263
	市債							
	その他	329,218						▲ 329,218
	一般財源	21,828						▲ 21,828

事業概要	1か月の医療費の自己負担額が高額となったとき、申請により限度額を超えた額を高額療養費として現金支給する費用と、被保険者が限度額認定証を提示することにより窓口負担を限度額までとし、限度額を超えた額を医療機関が高額療養費として請求する現物給付の費用とを計上している。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費の1か月の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景	自己負担限度額は、所得に応じて、70歳未満が5段階、70歳以上は4段階に分かれている。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	2	退職被保険者等高額療養費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等高額療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	14,725	13,641						▲ 1,084
財源内訳	国							
	県		13,641					13,641
	市債							
	その他	12,694						▲ 12,694
一般財源	2,031							▲ 2,031

事業概要	1か月の医療費の自己負担額が高額となったとき、申請により限度額を超えた額を高額療養費として現金支給する費用と、被保険者が限度額認定証を提示することにより窓口負担が限度額までとし、限度額を超えた額を医療機関が高額療養費として請求する現物給付の費用とを計上している。(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費の1か月の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景	自己負担限度額は、所得に応じて、70歳未満が5段階、70歳以上は4段階に分かれている。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	3	一般被保険者高額介護合算療養費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者高額介護合算療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	500	500						
財源内訳	国	71						▲ 71
	県		500					500
	市債							
	その他	222						▲ 222
	一般財源	207						▲ 207

事業概要	年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合に高額介護合算療養費を支給する費用を計上している。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費と介護費の1年の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額介護合算療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費及び介護費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景	平成28年度実績 14件 437,677円	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	4	退職被保険者等高額介護合算療養費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等高額介護合算療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	50	50						
財源内訳	国							
	県		50					50
	市債							
	その他	43						▲ 43
一般財源	7							▲ 7

事業概要	年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合に高額介護合算療養費として支給する費用を計上している。(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費と介護費の1年の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額介護合算療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費及び介護費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景	平成28年度 実績なし	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	3	移送費
目	1	一般被保険者移送費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者移送費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1						
財源内訳	国							
	県		1					1
	市債							
	その他							
一般財源	1							▲ 1

事業概要	緊急やむを得ない重病人の入院・転院などの移送の費用について、申請して国保が必要と認めた移送費を支給する費用を計上している。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	一般被保険者に係る移送費を支給する。		
現状と背景	一般被保険者に係る移送費の支給に備える。	その他	



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	3	移送費
目	2	退職被保険者等移送費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等移送費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1						
財源内訳	国							
	県		1					1
	市債							
	その他							
一般財源	1							▲ 1

事業概要	緊急やむを得ない重病人の入院・転院などの移送の費用について、申請して国保が必要と認めた移送費を支給する。(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	退職被保険者等に係る移送費を支給する。		
現状と背景	退職被保険者等に係る移送費の支給に備える。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	4	出産育児諸費
目	1	出産育児一時金

所管課	市民課
事業名	出産育児一時金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	10,500	9,240						▲ 1,260
財源内訳	国							
	県		9,240					9,240
	市債							
	その他							
一般財源	10,500							▲ 10,500

事業概要	被保険者が出産したときまたは妊娠12週以降の死産・流産に対して、出産育児一時金を支給する費用を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の分娩に対し、出産育児一時金として定額を国保から給付する。		
現状と背景	出産1人につき420,000円(産科医療保障制度に加入した場合)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	4	出産育児諸費
目	2	支払手数料

所管課	市民課
事業名	出産育児一時金支払事務手数料
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	6	5						▲ 1
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	6	5						▲ 1

事業概要	鳥取県国民健康保険団体連合会に対する、医療機関へのお産育児一時金支払事務手数料	今年度見直し事項	
事業目的	出産育児一時金の直接支払に伴う、国保連への支払事務手数料。		
現状と背景	1件につき210円	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	5	葬祭諸費
目	1	葬祭費

所管課	市民課
事業名	葬祭費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,260	1,620						360
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,260	1,620					360

事業概要	被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費を支給する。	今年度見直し事項	
事業目的	定額の葬祭費を被保険者の葬祭を行った人に支給する。		
現状と背景	葬祭費の額 2万円		

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	7	共同事業拠出金
項	1	共同事業拠出金
目	3	その他共同事業事務費拠出金

所管課	市民課
事業名	その他共同事業事務費拠出金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1	1					

事業概要	退職被保険者の把握のための共同事業の事務費負担に要する費用を計上する	今年度見直し事項	
事業目的	退職等の後に国保の一般被保険者となった人のうち、年金の受給が開始され退職被保険者に該当することとなった人を国保連合会が抽出し、その情報を基に市町村国保で一般から退職に職権適用等を行うことで、退職被保険者等の適正な適用を図る。		
現状と背景	平成28年度実績 749円		

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	1	特定健康診査等事業費
目	1	特定健康診査等事業費

所管課	市民課
事業名	特定健康診査事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	12,100	14,729						2,629
財源内訳	国	2,493						▲ 2,493
	県	2,493	5,265					2,772
	市債							
	その他							
	一般財源	7,114	9,464					2,350

事業概要	40～74歳の被保険者に対して、生活習慣の改善が必要な者を抽出するために、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施に要する費用を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	特定健康診査を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、それらの人に特定保健指導を実施して生活習慣の改善を促すことにより、将来の生活習慣病の発生の抑制を図る		
現状と背景	平成27年度実績 対象者数 5,977人 受診者数 1,290人 受診率 21.6%	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	1	特定健康診査等事業費
目	1	特定健康診査等事業費

所管課	市民課
事業名	特定保健指導事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	165	160						▲ 5
財源内訳	国	54						▲ 54
	県	54	79					25
	市債							
	その他							
	一般財源	57	81					24

事業概要	特定健康診査により、生活習慣の改善が必要とされた者に対しての特定保健指導の実施に要する費用を計上する	今年度見直し事項	
事業目的	特定健康診査を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、それらの人に特定保健指導を実施して生活習慣の改善を促すことにより、将来の生活習慣病の発生の抑制を図る		
現状と背景	平成28年度実績 受講者数 17人	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	2	保健事業費
目	1	保健衛生普及費

所管課	市民課
事業名	保健衛生普及費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	17,674	17,837						163
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	17,674	17,837						163

事業概要	人間ドックと脳MRI検査に係る委託料、事務費等を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者を対象として、人間ドックと脳MRI検査を実施し、疾病の予防、早期発見を図る。		
現状と背景	自己負担限度額は、所得に応じて、70歳未満が5段階、70歳以上は4段階に分かれている。	その他	



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	2	保健事業費
目	1	保健衛生普及費

所管課	市民課
事業名	糖尿病重症化予防事業
補助単独の別	

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,742	2,074						332
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,742	2,074					332

事業概要	糖尿病治療中の person 及び特定健診で糖尿病による腎臓機能の低下が危惧される person に対し、面談や訪問を通して適切な医療の継続や生活習慣の改善を図り、重症化を予防する。	今年度見直し事項	
事業目的	人工透析に至る糖尿病の重症化を予防する。		
現状と背景	境港市の医療費は年々増加している。中でも糖尿病の医療費は外来医療費が減少して入院医療費が増加しており、重症化が進んでいると考えられる。早い時期からの重症化予防が必要である。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	9	公債費
項	1	公債費
目	1	利子

所管課	市民課
事業名	一時借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1	1						

事業概要	支払いと収入の時期の関係で資金不足が生じたときの一時的な借り入れにより発生する利子	今年度見直し事項	
事業目的	一時的な借り入れにより発生する利子の支払に備える		
現状と背景	支払いと収入の時期の関係で資金不足が生じたときの一時的な借り入れにより発生する利子を計上する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	1	一般被保険者保険税還付金

所管課	市民課
事業名	一般被保険者保険税還付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,500	1,500						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,500	1,500					

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還しなければならないため、それに備え還付金を予算化している(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還することを目的とする		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続をしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合などに発生する。		その他

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	2	退職被保険者等保険税還付金

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等保険税還付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	200	200						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	200	200					

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還しなければならぬため、それに備え還付金を予算化している(退職被保険者等分)	今年度見直し事項
事業目的	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還することを目的とする	
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続をしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合などに発生する。	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	3	償還金

所管課	市民課
事業名	国県負担金補助金等返還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	11,840	1						▲ 11,839
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	11,840	1						▲ 11,839

事業概要	被保険者の保険給付費(医療費)の支払を行う際に、その財源として国・県・社会保険診療報酬支払基金から補助金などの交付を受けている。その交付額の確定に伴い、過払いだった場合の返還金を予算化している	今年度見直し事項	
事業目的	償還金の支払		
現状と背景	各種補助金等は翌年度精算となっており、返還が生じることがある。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	4	一般被保険者還付加算金

所管課	市民課
事業名	一般被保険者還付加算金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	100	100						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	100	100					

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方にお返しする。その際、納付済みの保険税に対して支払う利子相当額を還付加算金として予算化している(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	一般被保険者に係る還付加算金の支払		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続をしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合など	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	5	退職被保険者等還付加算金

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等還付加算金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	20	20						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	20	20					

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方にお返しする。その際、納付済みの保険税に対して支払う利子相当額を還付加算金として予算化している(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	退職被保険者等に係る還付加算金の支払		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続をしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合など	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	11	予備費
項	1	予備費
目	1	予備費

所管課	市民課
事業名	予備費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	20,000	20,000						
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	20,000	20,000					

事業概要	当初予算計上時には予期できなかった臨時的・突発的な事柄に即応するためには、補正予算案を編成し臨時市議会等において議決を経るのが原則であるが、軽微なものについてまで臨時市議会の開催等は非効率であることから、当初予算において用途を限定しない予備費を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	臨時的・突発的に生じた事柄に対し、予算措置の有無に関わらずある程度即応できる経費を確保する		
現状と背景	予備費は、議会が否決した費途に充てることができない(地方自治法第217条第2項)と定められている。そのため、予備費を充当した費目及び金額は決算書に記載し、内容についても監査時に補足説明資料で明らかにしている。	その他	



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	12	国民健康保険事業費納付金
項	1	医療給付費分
目	1	一般被保険者医療給付費分

所管課	市民課
事業名	事業費納付金(一般医療分)
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		599,986						599,986
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他		402,484					402,484
一般財源		197,502						197,502

事業概要	平成30年度から、国保運営において、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定し、市町村へ請求する。 その納付金の内、一般被保険者医療給付費分を歳出するための事業である。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険事業費納付金の内、一般被保険者医療給付費分を歳出すること		
現状と背景	平成30年度から、国保運営において、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、鳥取県が、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	12	国民健康保険事業費納付金
項	1	医療給付費分
目	2	退職被保険者等医療給付費分

所管課	市民課
事業名	事業費納付金(退職医療分)
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		5,455						5,455
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他		5,455					5,455
一般財源								

事業概要	平成30年度から、国保運営において都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定し、市町村へ請求する。 その納付金の内、退職被保険者等医療給付費分を歳出するための事業である。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険事業費納付金の内、退職被保険者等医療給付費分を歳出すること		
現状と背景	平成30年度から、国保運営において、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、鳥取県が、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	12	国民健康保険事業費納付金
項	2	後期高齢者支援金等分
目	1	一般被保険者後期高齢者支援金等分

所管課	市民課
事業名	事業費納付金(一般後期高齢者支援分)
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		179,392						179,392
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他		122,963					122,963
一般財源		56,429						56,429

事業概要	平成30年度から、国保運営において都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定し、市町村へ請求する。 その納付金の内、一般被保険者後期高齢者支援金等分を歳出するための事業である。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険事業費納付金の内、一般被保険者後期高齢者支援金等分を歳出すること		
現状と背景	平成30年度から、国保運営において、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、鳥取県が、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	12	国民健康保険事業費納付金
項	2	後期高齢者支援金等分
目	2	退職被保険者等後期高齢者支援金等分

所管課	市民課
事業名	事業費納付金(退職後期高齢者支援分)
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		1,631						1,631
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他		1,631					1,631
一般財源								

事業概要	平成30年度から、国保運営において都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定し、市町村へ請求する。 その納付金の内、退職被保険者等後期高齢者支援金等分を歳出するための事業である。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険事業費納付金の内、退職被保険者等後期高齢者支援金等分を歳出すること		
現状と背景	平成30年度から、国保運営において、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、鳥取県が、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定する。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	12	国民健康保険事業費納付金
項	3	介護納付金分
目	1	介護納付金分

所管課	市民課
事業名	事業費納付金(介護分)
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ②-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		69,919						69,919
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他		41,704					41,704
一般財源		28,215						28,215

事業概要	平成30年度から、国保運営において都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定し、市町村へ請求する。 その納付金の内、介護納付金分を歳出するための事業である。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険事業費納付金の内、介護納付金分を歳出すること		
現状と背景	平成30年度から、国保運営において、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなった。 そのため、鳥取県が、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として決定する。	その他	